

経過措置 3月より受付開始

育児ママ・パパリフレッシュ利用券
 平成24年4月～平成27年3月の間に
 出生した在宅乳幼児保護者への追加発行

平成27年3月末までに出生した在宅乳幼児の場合は、現行制度が適用されますので、1歳未満まで有効の現行利用券が12時間分発行されます。

一方、平成27年4月以降に出生した在宅乳幼児には新制度が適用され、3歳未満まで有効の新利用券が36時間分発行されます。

そのため、経過措置として、平成27年4月1日時点で3歳未満の在宅乳幼児の場合、下表のとおり、生まれた年月に応じて3歳未満まで有効の新利用券を発行します。ただし、乳幼児が保育園等（認可外保育施設や児童福祉施設を含む）に入所している場合は発行されませんので、ご注意ください。

該当する乳幼児を在宅で養育している方は、次のとおり申請することにより、新利用券を発行します。

育児ママ・パパリフレッシュ利用券での経過措置(追加発行時間数)一覧表

新利用券の有効期限は、3歳未満(3歳の誕生日の前日)です。

生れた年月	新利用券の発行時間数
平成24年4月	1時間分
平成24年5月	2時間分
平成24年6月	3時間分
平成24年7月	4時間分
平成24年8月	5時間分
平成24年9月	6時間分
平成24年10月	7時間分
平成24年11月	8時間分
平成24年12月	9時間分
平成25年1月	10時間分
平成25年2月	11時間分
平成25年3月	12時間分
平成25年4月	13時間分
平成25年5月	14時間分
平成25年6月	15時間分
平成25年7月	16時間分
平成25年8月	17時間分
平成25年9月	18時間分
平成25年10月	19時間分
平成25年11月	20時間分
平成25年12月	21時間分
平成26年1月	22時間分
平成26年2月	23時間分
平成26年3月～平成27年3月まで	24時間分

■追加発行の対象者

下野市に住所を有し、保育園等（認可外保育施設や児童福祉施設を含む）に入所していない、平成27年4月1日時点で3歳未満の健康な乳幼児を養育する同居の保護者

■受付開始日

平成27年3月2日(月)～

■申請方法

前頁記載の新制度の申請方法と同じです。

■申請書

こども福祉課に用意してあります。また、市ホームページよりダウンロードすることができます。

■利用方法と利用上の注意点

前頁に記載の新制度の利用方法・利用上の注意点と同じです。

■現行制度利用券との関係

新制度利用券の有効期限は、1歳未満までです。現行制度利用券と新制度

利用券の交換はできません。現行制度で利用しなかった場合でも、要件を満たせば、新制度の利用券を発行します。



利用できる施設

施設名	所在地	電話番号
あおば保育園	薬師寺1584番地6	(48)5530
むつみ保育園	柴769番地25	(32)6733
第二愛泉保育園	柴1403番地12	(40)1155
わかば保育園	下古山3025番地1	(39)6305